

全駐労組合員の皆さんへ

1. 平成29年国家公務員退職手当改正に準拠した改正について、平成30年4月1日から次のとおり実施することとなりました。

○ 国家公務員の退職手当の支給水準の引下げを踏まえた退職手当の支給水準の引下げ

在日米軍従業員には国家公務員に支給されている共済年金給付に相当する年金がないことを引き続き考慮の上、平成30年4月1日より退職手当の支給水準（調整率）を引下げます。

退職時期	在日米軍従業員	(国家公務員)	(水準差)
～H30. 3. 31	96/100	87/100	9/100
H30. 4. 1～	92.7/100	83.7/100	9/100

【参考】退職手当の計算式

基本給月額×退職理由別・勤務期間別支給率×調整率



調整額

※従業員ハンドブックや組合員手帳には「退職理由別・勤務期間別支給率表」が載っていますが、これらは「退職理由別・勤務期間別支給率」と「調整率」を予め計算した率にしてあって、退職手当（基本額）の概算を知るための早見表としてご利用頂くためのものです。

2. 駐留軍等労働者の現給保障の延長について、平成30年4月1日から次のとおり実施することとなりました。

○ 平成26年度給与改定における基本給経過措置（現給保障）期間の1年間延長について

平成26年度の給与改定（総合的見直し）により、基本給の引下げ（平均2%）の激変緩和措置として、平成27年3月31日時点の基本給を保障する経過措置（現給保障）が平成30年3月31日まで適用されることとなっておりましたが、駐留軍等労働者における給与実態等を考慮し、経過措置期間を1年間延長し、平成31年3月31日まで適用されます。

3. 中・長期的に解決すべき課題も含めて、以下の事案を具体的に進めることとなりました。

- 駐留軍等労働者の昇級、昇格制度も視野に入れ、給与制度改善を目指して、勉強会で課題を整理し、三者協議へと繋げ、契・協約改正を目指す。
- 特別昇給制度の公正な実施を実現させるために、防衛省本省はもとより、日米合同委員会も視野に入れ対応する。
- 私傷病無給期間の3年延長は一日も早い契・協約改正調印をする。その後は無給期間1年間につき80%の給与支払いができる制度に向けて協議を開始する。
- 国公遵守課題である子の看護、介護休暇の完全有給化の協議も上記の課題と同時期に開始する。